

熊本県公告第936号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立球磨工業高等学校建設工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第937号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立南稜高等学校環境工学科土木コースの課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第938号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 熊本県立阿蘇清峰高等学校環境科学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者
- 2 熊本県立阿蘇清峰高等学校林業・農業土木科農業土木コースの課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第939号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、次の者を同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

職業訓練法人人吉球磨能力開発センター木造建築科の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第940号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字山ノ上1946番1及び同1946番4
1,275.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市梶尾町1359番地38
緒方 光幸

熊本県公告第941号

県営郡浦地区（第4-1工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成14年12月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成14年12月19日から
平成15年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 三角町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書